

第4節 災害時医療体制の整備

本町は、災害時の医療救護活動が、迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害医療体制を整備するものとする。

第1 災害医療の基本的な考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し、被災者の保護を図るための活動である。

1 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当、あるいは一次医療を医療救護班等が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地救急活動

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現地救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所(応急救護所)で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所(医療救護所)で主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関をできるだけ「救護所」として位置付け、医療救護班、物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する。

ウ ニ・ズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を災害医療機関を中心に被災を免れた(被災地内と被災地外を含む)すべての医療機関で実施する。

(1) 被害が甚大であればあるほど、医療機関は、後方医療活動を優先し、活動する。

(2) 広域搬送の可能な患者は、できるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また、重症患者であれば可能な限り(本町域外も含め)多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 医療情報の収集伝達体制の整備

本町は、大阪府、医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1 連絡体制の整備

- (1) 災害時の連絡・調整については、本町福祉部福祉課が窓口となり、情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を別途定める。
- (2) 情報収集伝達手段が麻痺した場合にも、災害に関する保健医療情報が収集できるように体制を整備する。

2 その他

- (1) 医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

本町は、救護所において、応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

1 医療救護班の種類と構成

災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目、職種別に医療救護班を構成する。

2 医療救護班の編成基準

医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等について、あらかじめ計画する。

3 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

4 救護所の設置

本町は、救護所の設置場所・基準・運営方法を定めておく。

第4 後方医療体制の整備

本町は、地域における災害医療の拠点を確保し、多数の患者の収容力を確保するため、後方医療体制について、大阪府及び医療関係機関と調整し、その整備に協力する。

1 災害医療機関の整備

本町の医療救護活動の拠点施設として、公立忠岡病院を忠岡町災害医療センターとして整備するとともに、大阪府が後方医療体制を充実するため、機能別、地域別に災害医療の拠点として設定する下記の医療機関との連携を推進する。

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害医療センター

地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整を行う。

【病院名】 大阪府立急性期・総合医療センター

イ 地域災害医療センター

24時間緊急対応による災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供、広域搬送拠点としての活動及びこれにかかる地域医療機関との調整、応急用医療資機材の貸出し等の支援を行う。

【付近病院名】 市立堺病院、市立泉佐野病院、府立泉州救命救急センター

(2) 特定診療災害医療センター

循環器疾病、消化器疾病、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門医療を必要とする特定の疾病対策の拠点としての活動を行う。

【病院名】 府立成人病センター、府立精神医療センター、府立呼吸器アレルギー医療センター、府立母子保健総合医療センター

(3) 忠岡町災害医療センター

本町の医療拠点としての患者の受入れ、災害拠点病院等と連携した患者受入れにかかる地域の医療機関間の調整を行う。

【病院名】 公立忠岡病院

(4) 災害医療協力病院等

災害拠点病院、忠岡町災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

なお、本町の医療機関は、関係資料15 町内医療機関一覧表に示すとおりである。

2 病院防災マニュアルの作成

医療機関は、防災体制や災害時の応急体制などを盛り込んだ、病院災害マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

本町は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

1 医薬品等の備蓄及び調達

備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定め、忠岡病院等に計画的に備蓄を行うとともに、泉大津市医師会等の協力を得て、調達体制を整備する。

2 医薬品等の輸送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第6 患者等搬送体制の確立

本町は、大阪府と協力しながら、災害時における患者搬送の迅速かつ適切な実施を図るため、搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

特定の医療機関に患者が集中しないよう、大阪府救急医療情報システムの情報を的確に把握し、受入れ可能病床等を勘案して、適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段等について、予め泉大津市医師会等と協議を行い、その体制を確立する。

第7 個別疾病対策

本町及び大阪府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

第8 関係機関医療協力体制の確立

1 地域医療連携の推進

地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

1 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。また、本町、大阪府及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。